

令和 7 年 2 月 5 日
みどり 3 3 推進担当部
公 園 緑 地 課

世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例

1 世田谷区立身近な広場の削除（「別表第 1」の一部改正）

（1）改正理由

世田谷区立池尻北広場を、世田谷区立池尻北公園として公園条例に位置付けるため、世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する。

（2）改正内容（別紙 新旧対照表参照）

世田谷区立池尻北広場を廃止するので、世田谷区立身近な広場条例第 4 条別表第 1 から、次の項を削除する。

（名 称）

（位 置）

世田谷区立池尻北広場

世田谷区池尻四丁目 2 7 番 1 6 号

（3）施行予定日

令和 7 年 3 月 3 1 日

2 身近な広場使用料及び占用料の改定（「別表第 2」及び「別表第 3」の改正）

（1）改正理由

身近な広場の使用料及び占用料については、固定資産税評価額などを料金算定の基礎としており、固定資産税評価額の評価替えの時期に合わせて、3 年毎に見直しを行ってきた。今回、令和 6 年 1 月に固定資産税評価額の評価替えが行われたことに伴い、その結果を使用料及び占用料に反映させるため、世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する。

（2）改正の考え方

- ① 身近な広場の使用料については、各区が自主的に算出して設定するものであるため、公示価格などを用い、これまでどおり区独自に算定した単価を採用する。
- ② 身近な広場の占用料については、公共性及び特別区の一体性の観点から、従前と同様に 2 3 区平均土地価格（2 3 区の宅地固定資産税評価額の合計を宅地地積の合計で除した額）を基に算出する。

【基本事項】

- ・ 占用料は、2 3 区平均土地価格を基に算出することを基本とする。
- ・ 激変緩和措置として、改定後の単価は従前の単価の 1. 2 倍を上限とする。

(3) 改正内容 (別紙 新旧対照表参照)

前回の令和4年度改定時と比較して23区平均土地価格が約4%上昇しているなど、土地に係る価格が上昇していることから、公園等の使用料及び占用料は以下のとおり条例を改正する。

- ①土地の使用料について、下記新旧対象表のとおり、世田谷区立身近な広場条例「別表第2」に定められている単価を改定する。

【身近な広場施設の設置等に係る使用料 新旧対照表】

種別	単位	新旧比較 (単位・円)	
		現行額	改定案
土地	m ² /月	1,695	1,859
	m ² /日	61	66

- ②電柱、公衆電話所、ロケーションなどの占用料について、下記新旧対象表のとおり、世田谷区立身近な広場条例「別表第3」に定められている単価を改定する。

【身近な広場の占用料 新旧対照表】

種別		単位	新旧比較（単位・円）		
			現行額	改定案	
電柱（本柱、支柱、支線）		本/月	1,856	1,933	
標識		本/月	1,100	1,145	
水道管 下水道管 ガス管	外径 0.4m未満のもの	m/月	165	171	
	外径 0.4m以上 1 m未満のもの		412	429	
	外径 1 m以上のもの		825	859	
電 線	電線（架空線）	m/月	137	143	
	地下 電線		外径 0.4m未満のもの	165	171
			外径 0.4m以上 1 m未満のもの	412	429
			外径 1 m以上のもの	825	859
鉄塔		m ² /月	1,375	1,432	
変圧塔、マンホールの類		個所/月	1,375	1,432	
郵便差出箱及び信書便差出箱			550	572	
公衆電話所			1,375	1,432	
地下の 占用物件	地上露出部分	m ² /月	1,038	1,245	
	地下部分		412	429	
高架の占用物件			687	716	
天体気象又は土地の観測施設			1,184	1,420	
写真撮影のための常時占用		撮影機 1 台 /月	10,800	11,280	
写真撮影 のための	臨時的な占用	1 回 （1時間以内）	1,912	1,997	
	映画、テレビ及びビデオの撮影		16,875	17,625	

その他の占用	m ² /日	45	47
--------	-------------------	----	----

(4) 改定による占用料及び公園施設の設置使用料の歳入見込み額（含む公園）

令和6年度当初予算額	令和7年度予算見込額	増収額見込額
約5,918万円	約6,017万円	約99万円

(5) 施行予定日

公布日から施行（令和7年4月1日から適用）

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年 2月 令和7年区議会第一回定例会（条例改正案）
3月 公布同日施行（身近な広場使用料及び占用料の改定）
3月31日 施行（世田谷区立身近な広場の削除）
令和7年 4月 1日 改定後身近な広場使用料及び占用料適用開始

世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立身近な広場条例 平成 7 年 3 月 10 日 条例第 19 号 改正 平成 7 年 6 月 21 日 条例第 45 号 ～省略～ 令和 6 年 10 月 1 日 条例第 45 号 <u>令和 7 年 3 月 ● 日 条例第 ● 号</u> 世田谷区立身近な広場条例 ～省略～ 附 則 1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。 2 この条例の施行前に、広場に相当する世田谷区立児童遊園、遊び場及び小広場に関し、この条例による改正前の世田谷区立児童遊園条例の規定その他の規程等によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の世田谷区立身近な広場条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。 3 世田谷区立公園・児童遊園建設等基金の設置及び管理に関する条例（昭和 54 年 3 月 世田谷区条例第 13 号）の一部を次のように改正する。 題名中「児童遊園」を「身近な広場」に改める。 第 1 条中「世田谷区立児童遊園」を「世田谷区立身近な広場」に、「世田谷区立公園・児童遊園建設等基金」を「世田谷区立公園・身近な広場建設等基金」に改める。 ～省略～ 附 則（令和 6 年 6 月 21 日 条例第 37 号） この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。	○世田谷区立身近な広場条例 平成 7 年 3 月 10 日 条例第 19 号 改正 平成 7 年 6 月 21 日 条例第 45 号 ～省略～ 令和 6 年 10 月 1 日 条例第 45 号 世田谷区立身近な広場条例 ～省略～ 附 則 1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。 2 この条例の施行前に、広場に相当する世田谷区立児童遊園、遊び場及び小広場に関し、この条例による改正前の世田谷区立児童遊園条例の規定その他の規程等によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の世田谷区立身近な広場条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。 3 世田谷区立公園・児童遊園建設等基金の設置及び管理に関する条例（昭和 54 年 3 月 世田谷区条例第 13 号）の一部を次のように改正する。 題名中「児童遊園」を「身近な広場」に改める。 第 1 条中「世田谷区立児童遊園」を「世田谷区立身近な広場」に、「世田谷区立公園・児童遊園建設等基金」を「世田谷区立公園・身近な広場建設等基金」に改める。 ～省略～ 附 則（令和 6 年 6 月 21 日 条例第 37 号） この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

改正後	改正前																																								
附 則（令和 6 年10月 1 日条例第45号） この条例は、公布の日から施行する。 <u>附 則（令和 7 年 3 月●日条例第●号）</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の 1 の部</u> <u>世田谷区立池尻北広場の項を削る改正規定は、令和 7 年 3 月 3 1 日</u> <u>から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の別表第 2 及び別表第 3 の規定は、令和 7</u> <u>年 4 月 1 日以後の使用及び占用に係る使用料及び占用料について適</u> <u>用し、同日前の使用及び占用に係る使用料及び占用料については、</u> <u>なお従前の例による。</u> 別表第 1（第 4 条関係） 1 世田谷地域 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>世田谷区立池尻見晴らし 広場</td><td>東京都世田谷区池尻四丁目22番 7 号</td></tr> <tr> <td>世田谷区立桜樹広場</td><td>東京都世田谷区桜丘二丁目22番 2 号</td></tr> <tr> <td>～省略～</td><td>～省略～</td></tr> </table> 2 北沢地域 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>～省略～</td><td>～省略～</td></tr> </table> 3 玉川地域 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>～省略～</td><td>～省略～</td></tr> </table> 4 砧地域 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </table>	名称	位置			世田谷区立池尻見晴らし 広場	東京都世田谷区池尻四丁目22番 7 号	世田谷区立桜樹広場	東京都世田谷区桜丘二丁目22番 2 号	～省略～	～省略～	名称	位置	～省略～	～省略～	名称	位置	～省略～	～省略～	名称	位置	附 則（令和 6 年10月 1 日条例第45号） この条例は、公布の日から施行する。 別表第 1（第 4 条関係） 1 世田谷地域 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td><u>世田谷区立池尻北広場</u></td><td><u>東京都世田谷区池尻四丁目27番16</u> <u>号</u></td></tr> <tr> <td>世田谷区立池尻見晴らし 広場</td><td>東京都世田谷区池尻四丁目22番 7 号</td></tr> <tr> <td>世田谷区立桜樹広場</td><td>東京都世田谷区桜丘二丁目22番 2 号</td></tr> <tr> <td>～省略～</td><td>～省略～</td></tr> </table> 2 北沢地域 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>～省略～</td><td>～省略～</td></tr> </table> 3 玉川地域 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>～省略～</td><td>～省略～</td></tr> </table> 4 砧地域 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </table>	名称	位置	<u>世田谷区立池尻北広場</u>	<u>東京都世田谷区池尻四丁目27番16</u> <u>号</u>	世田谷区立池尻見晴らし 広場	東京都世田谷区池尻四丁目22番 7 号	世田谷区立桜樹広場	東京都世田谷区桜丘二丁目22番 2 号	～省略～	～省略～	名称	位置	～省略～	～省略～	名称	位置	～省略～	～省略～	名称	位置
名称	位置																																								
世田谷区立池尻見晴らし 広場	東京都世田谷区池尻四丁目22番 7 号																																								
世田谷区立桜樹広場	東京都世田谷区桜丘二丁目22番 2 号																																								
～省略～	～省略～																																								
名称	位置																																								
～省略～	～省略～																																								
名称	位置																																								
～省略～	～省略～																																								
名称	位置																																								
名称	位置																																								
<u>世田谷区立池尻北広場</u>	<u>東京都世田谷区池尻四丁目27番16</u> <u>号</u>																																								
世田谷区立池尻見晴らし 広場	東京都世田谷区池尻四丁目22番 7 号																																								
世田谷区立桜樹広場	東京都世田谷区桜丘二丁目22番 2 号																																								
～省略～	～省略～																																								
名称	位置																																								
～省略～	～省略～																																								
名称	位置																																								
～省略～	～省略～																																								
名称	位置																																								

改正後				改正前			
～省略～		～省略～		～省略～		～省略～	
5 烏山地域				5 烏山地域			
名称		位置		名称		位置	
～省略～		～省略～		～省略～		～省略～	
別表第2（第10条関係）				別表第2（第10条関係）			
身近な広場施設の設置等に係る使用料				身近な広場施設の設置等に係る使用料			
種別	単位	使用料		種別	単位	使用料	
土地	1平方メートル			土地	1平方メートル		
	1月				1月		
	1平方メートル				1平方メートル		
	1日				1日		
備考 公募の方法により身近な広場施設の設置又は管理をする場合の使用料の額は、月を単位として使用するときは1月の使用料に、日を単位として使用するときは1日の使用料に50を乗じて得た額の範囲内において規則で定める額とする。				備考 公募の方法により身近な広場施設の設置又は管理をする場合の使用料の額は、月を単位として使用するときは1月の使用料に、日を単位として使用するときは1日の使用料に50を乗じて得た額の範囲内において規則で定める額とする。			
別表第3（第12条関係）				別表第3（第12条関係）			
種別		単位		種別		単位	
電柱	本柱、支柱又は支線	1本	1月	電柱	本柱、支柱又は支線	1本	1月
標識		1本	1月	標識		1本	1月
水道管、下水道管及びガス管	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル	1月	水道管、下水道管及びガス管	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル	1月
	外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1月		外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1月
	外径が1メートル以上のもの	1メートル	1月		外径が1メートル以上のもの	1メートル	1月
電線	電線	1メートル	1月	電線	電線	1メートル	1月

改正後							改正前								
		地下電線	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル	1月	<u>171円</u>			地下電線	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル	1月	<u>165円</u>		
			外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1月	<u>429円</u>				外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1月	<u>412円</u>		
			外径が1メートル以上のもの	1メートル	1月	<u>859円</u>				外径が1メートル以上のもの	1メートル	1月	<u>825円</u>		
鉄塔				1平方メートル	1月	<u>1,432円</u>	鉄塔				1平方メートル	1月	<u>1,375円</u>		
変圧塔及びマンホールの類				1箇所	1月	<u>1,432円</u>	変圧塔及びマンホールの類				1箇所	1月	<u>1,375円</u>		
郵便差出箱及び信書便差出箱				1箇所	1月	<u>572円</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱				1箇所	1月	<u>550円</u>		
公衆電話所				1箇所	1月	<u>1,432円</u>	公衆電話所				1箇所	1月	<u>1,375円</u>		
地下の占有物件				1平方メートル	1月	地上露出部分	<u>1,245円</u>	地下の占有物件				1平方メートル	1月	地上露出部分	<u>1,038円</u>
						地下部分	<u>429円</u>							地下部分	<u>412円</u>
高架の占有物件				1平方メートル	1月	<u>716円</u>	高架の占有物件				1平方メートル	1月	<u>687円</u>		
天体、気象又は土地の観測施設				1平方メートル	1月	<u>1,420円</u>	天体、気象又は土地の観測施設				1平方メートル	1月	<u>1,184円</u>		
写真撮影のための常時占有				撮影機1台	1月	<u>11,280円</u>	写真撮影のための常時占有				撮影機1台	1月	<u>10,800円</u>		
写真撮	写真撮影			1時間		<u>1,997円</u>	写真撮	写真撮影			1時間		<u>1,912円</u>		

改正後					改正前				
影のた めの臨 時的な 占用	映画、テレビ及びビ デオの撮影	1 時間		<u>17,625円</u>	影のた めの臨 時的な 占用	映画、テレビ及びビ デオの撮影	1 時間		<u>16,875円</u>
		その他の占用		1 平方メー 1 日 トル			その他の占用		1 平方メー 1 日 トル
				<u>47円</u>					<u>45円</u>